

平成 30 年度第 2 回千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会 議事概要

1 日 時 平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 2 時～午後 3 時

2 場 所 千葉県教育会館 303 会議室

3 出席委員

小林委員長、湯川副委員長、川上委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋委員、正木委員、
宮代委員、渡部（茂）委員、渡辺（恵）委員

4 概 要

議題：第三次千葉県地域福祉支援計画の中間見直しについて

配布資料により事務局より説明

【意見及び質疑応答】

○委員

- ・第 4 章Ⅱ「2. 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏」(3) (56 ページ) で「基本福祉フォーラムがこれに当たります」とあるのは、「小域福祉フォーラム」の間違いでないか。
- ・第 4 章Ⅲ「3. 地域福祉の担い手として期待される団体等」「(4) 社会福祉法人・社会福祉施設」(60 ページ) の記載について、白丸 2 つ目のパラでは、地域における公益的取組の例示（施設の交流スペースの地域への提供など）が書かれている。ただ、社会福祉法人には、地域生活課題を解決するため、具体的に汗を流すような取組をもっと頑張ることが強く求められているのではないかと思う。中間的就労や子どもの学習支援、居場所づくりなど、非常に良い動きをしている法人もたくさんあるので、例示を出すのであればそういったものを書いてはどうか。

○事務局

色々な取組があるので、広く拾うような形にしていきたいと思っている。ご指摘の点については持ち帰りたい。

○委員長

「交流スペースの提供」は、当たり前に行うべきこと、やっていることではないか。

「今の時代の中で何が必要か」という視点で、特に「社会福祉法人の一定の専門性などを活かしてやること」と考えた場合、委員のご指摘は妥当性があると思うので、ぜひその方向で検討いただければと思う。

○委員

社会福祉法人の公益的取組については、委員がおっしゃっていた中でも特に、生活困窮者自立支援法に係る就労訓練事業（中間的就労）や、子どもの貧困の連鎖防止のための学

習支援などを具体的に書いた方がいいと思う。

○委員

第5章I「3.地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援」の「(1)現状と課題」(68ページ)について、白丸4つ目のパラは、『「地域における公益的な取組」の実践を通じて、他の事業主体では対応が困難な地域生活課題に対応していくなど、地域づくりに積極的に貢献していくことが求められています。』とするのがスムーズではないか。

また、「(ア)要支援者の把握」とあるが、先ほどの事務局説明の中では「災害対策基本法では『要配慮者』という表現なので記載を修正した」という箇所があった。「要支援者」と「要配慮者」の文言が入り乱れているので、整理してはどうか。

○委員長

(ア)の白丸1つ目の3行目で、わざわざカッコ書きで「要支援者」とあるのは、別になくてもいいのかなと思う。

○委員

- ・第5章I「3.地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援」について、
 - －「(3)主な取組」「②災害時の要配慮者対策の推進」(71ページ)の記載で、「(通称「D-CAT」)」とあるが、「通称」はカットしてはどうか。D-WATと呼ぶところもあるし、厚労省は「災害派遣福祉チーム」としか言っていない。
 - －「⑤社会福祉法人による公益活動の推進」(72ページ)の記載について、社会福祉法に定められた「地域における公益的取組」の内容と、社会福祉充実残額が発生した場合の地域公益事業の内容が混同しているので、整理をして分けて書いた方が良いのではないか。
- ・第5章II「2.福祉人材の確保・育成」(76～77ページ)について、「～の方」「～している人」「～する者」という表現が混在しているが、書き分ける意図がないのであれば整理してはどうか。
- ・第5章II4(3)「①ボランティアの振興」(82ページ)の取組内容の記載について、3パラで「災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修を実施していきます」とあるが、現在、同研修は県社協では実施していない。
- ・第5章IV2(2)の指標(100ページ)について、「自立相談支援員養成研修の受講率」とあるのは国の養成研修の受講率のことだと思うが、県と県社協、中核地域支援センターの三者共催で、本県独自の生活困窮者の支援員の研修を実施している。平成32年度からは国の養成研修が各都道府県に付託される見通しになっていることもあるので、県独自の取組についての文言も付け加えてはどうか。

- ・第5章IV3(2)の取組の方向性(104ページ)の白丸2つ目に記載のある「相談支援員」が、何を指すのかが分からない。例えば日常生活自立支援事業であれば「専門員」という言い方をする。

○委員長

73ページでは「中核地域生活支援センターによる地域の総合コーディネート」、96ページでは「中核地域生活支援センターの広域化・専門化の促進」とあるが、これに当たっては体制の強化などは行うのか。中核センターのスタッフは少人数でかなり色々なことをやっていて大変だ、という話を聞いている。何も体制強化がない中で色々やろうとしても大変なのではないか。

○事務局

平成29年度に要綱の見直しを行っており、それを踏まえた記載をしている。

○事務局

本計画の見直しに当たっては、中核センターの役員会や定例会に出席して意見交換させていただいている。「限られた人員の中でどこまでできるのか」といった生の声もお聞きした。「市町村とは違う機能をどう担っていくのか」「県としての役割を果たしていくために何ができるのか」といったことを悩みながら考えていらっしゃる様子を感じられ、頑張っていただけのもと思う。

○委員

中核センターにどのようなことをしていただきたいのか、県としてどう育てていくのか、改めて整理が必要かと思う。中核センターができた当時は地域包括支援センターもなかったが、その後色々な相談支援機能が強化されてきている中で、もう一度しっかり考えていただくことがあっていいのではないかと思う。

○委員

事務局からも話があったが、要綱の改正で「市町村のバックアップ」というのが役割として出てきた。中核ならではの仕事は何か、ということでは、総合コーディネート機能というのは要項改正前から変わらないと思う。市町村からは「行政では調整できないこともやってもらっていて助かる」という話も出ている。ただ、時代が変わって社会情勢も変わる中で、中核がどのような役割機能を果たすのかということは考えていかななくてはならないことだと思う。

○委員

第5章IV4(1)の(ケ)(109ページ)では、外国人に関する記載が追加されている。国の施策もあって、当市の社会福祉施設でも外国人介護人材の受入の話が出ている。外国人労

働者の方は、何らかの事情で受け入れ先を辞めてしまった場合、社会的ネットワークがないため、制度から外れてしまうと厳しい状況に陥りがちではないかと思う。支援の仕組みづくりが必要というところで県には検討をお願いしたい。

○事務局

県としての取組については、まだこれからの部分が多いというのが正直なところである。まずは頭出しということで、現在やっていることをここには記載している。庁内では、外国人との共生に向けて何ができるのかという検討が動き始めている。

○委員

- ・外国人を日本人と同じように扱う、外国人であっても我々の社会に取り入れていくという気持ちを持たないと、彼らが孤立したり、自分たちで固まってしまったりすることが出てくるように思う。外国人が日本人と同じように生活できるような仕組みを、ぜひ考えてもらえればと思う。
- ・この4月からは、働き方改革が順次施行されることになっている。介護職に従事する職員の方は、非常に厳しい労働環境にあると聞いている。長時間労働の是正、ワークライフバランスといった風潮の中で、従事する方のケアという視点も記載があるといいのではないかと思う。

○委員

- ・第1章の5ページに記載があるが、地域共生社会の実現に向けて、国では関係事業を一体的にうまく重ねながら実施できるようにしている。上手な活用のモデルについての周知や、圏域での勉強会などを期待したい。関係する補助事業を重複して活用することで、かえって事務の煩雑化を招いたり、煩雑な報告が必要になったりすることが考えられるので、上手な活用に関して県の支援があるとありがたい。
- ・第4章Ⅱ2(3) (56 ページ) の基本福祉フォーラムに関する記載については、小さな市町村の場合は小域福祉圏がないので、基本福祉圏として捉えるという書きぶりなのかなと思った。
- ・第5章Ⅰ「2. 地域コミュニティづくり推進への支援」の指標 (66 ページ) に、「福祉フォーラムの設置数」が採用されているが、助成を受けて設置したかどうかで評価されてしまうのはどうなのかなと思う。県で示しているフォーラムの在り方に合致しているものも多々あるのではないか。設置のカウンターの仕方について、助成イコールの数字にするのか、(在り方に合致するような) 形態を持っているものを設置しているとカウントするのか、この辺りをご検討いただければと思う。

○事務局

1 点目については、国の通知を踏まえてどうしていくのかを考え始めているところで、今後予定している庁内の勉強会でもテーマの一つにしている。市町村からは「会計検査のことを考えると手を出しづらい」「事務手続きが煩雑」といった話も聞いている。県側も堅く考えてしまって、市町村の動きにストップをかけてしまわないように、まずは担当者が通知の趣旨を理解するところから始めていきたいと思っている。また、今回の中間見直しに関しての市町村説明会を年度末に企画しており、そういった場でも触れていきたいと考えている。

○事務局

2 点目については、1 万人規模の小さな市町村では、いわゆる中間的なものがないということになるので、「基本福祉フォーラムが該当します」という記載にしているが、もう少し分かりやすい表現を検討したい。

○事務局

3 点目については、委員のご指摘のとおりで、助成を受けていなくとも実質的にフォーラムと同様の機能を担っているのであればカウントできないか検討したい。

○委員長

「何を持ってフォーラムと同様とするのか」という基準はなかなか難しいので、「フォーラムの助成を受けた数がこれです」というような但し書きを入れる形としてはどうか。あくまで、「フォーラムに関する助成実績の中での数はこれくらいであって、それ以外の同様の様々な活動を否定するものではない」とした方が、単純な話としては整理しやすいように思う。

○委員

「助成を受けた数」というのを明確にさせていただくのと、「設置」という表現についても、「助成を受けていない」イコール「設置していない」という解釈になってしまうと残念だなと思う。

また、「広域福祉フォーラムがこれに当たります」という記載がないので、該当があれば入れた方が良いと思う。

○委員

社会福祉法人の公益的取組について、60 ページ(4)の記載を受けて、72 ページに具体的な施策が書かれている。先ほども意見が出ていたように、取組内容には地域における公益的取組についてしっかり書いてほしい。社会福祉充実残額が発生した場合の地域公益事業に関する記載との整理も必要だと思う。県内で充実残額が出た法人はどのくらいあったの

か。

○事務局

詳細は確認が必要だが、実績としてはあまりなかったと思う。

○委員

第5章Ⅱ2(3)の「①福祉人材の確保・定着対策の推進」(77ページ)について、どういった層に対して何をするのか、定着するためにはどのようなことをするのか、医療・介護総合確保基金をどのように活用していくのか、シニア人材をどのように活かしていくのか、といったことについて、もう少し整理が必要ではないか。人材不足が深刻な千葉県において、必要な取組はこれだけなのか、ということを感じる。

○委員長

「介護の未来案内人」は誰が委嘱しているのか。例えば委嘱式を知事の部屋で行なったりしているのか。

○事務局

夏頃に知事も出席して委嘱式を行った。19名に委嘱している。

○委員長

大変いい取組だと思う。栃木県では5月頃に県内の新任介護職員を集めて、知事も出席して委嘱式を行っている。知事にうまく動いていただいて、介護のイメージアップに結び付けるような仕掛けができるといいと思う。